姫路市上下水道局公告第　１７６号
令和８年１１月２５日

姫路市上下水道事業管理者　　松　浦　正　宗

制限付一般競争入札について

町裏・山崎浄水場運転管理及び保城・甲山浄水場排水処理等業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、姫路市上下水道局契約規程（令和４年姫路市上下水道局管理規程第７号）第２条の規定によりその例によることとされた姫路市契約規則（昭和６２年姫路市規則第２９号。以下「規則」という。）第４条の規定により下記のとおり公告する。

記

１　入札に付する事項

⑴　業務名　　町裏・山崎浄水場運転管理及び保城・甲山浄水場排水処理等業務委託

⑵　履行場所　　ア　町裏浄水場（姫路市八代７００番地）及びその他関連する場外施設
イ　山崎浄水場（姫路市飾磨区山崎２１７番地１）及びその他関連施設
ウ　保城浄水場（姫路市保城５２７番地）
エ　甲山浄水場（姫路市豊富町豊富１８４９番地）及びその他関連する施設

⑶　契約期間　　令和８年（2026年）１２月２４日（予定）から
令和１０年（2028年）１２月３１日まで
（ただし、令和８年１２月２４日から同年１２月３１日までは業務開始の準備期間とし、実業務開始日は令和９年（2027年）年１月１日とする。）

⑷　業務概要　　・町裏・山崎浄水場及び関連する場外施設の運転管理等業務並びに水質自動計器の保守点検業務
・保城・甲山浄水場の排水処理設備の運転管理及び場内環境整備

２　入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

⑴　姫路市上下水道局入札参加資格制限基準（令和４年４月１日制定。以下「入札制限基準」という。）第１項の規定によりその例によることとされた姫路市入札参加資格制限基準（平成２５年３月２５日制定）に該当しない者

⑵　姫路市上下水道局競争入札の参加資格等について（令和４年姫路市上下水道局告示第３号）第３項の規定によりその例によることとされた競争入札の参加資格等について（平成２３年姫路市告示第４０８号）第５項に規定する業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者

ア　業者登録名簿の業種のうち、業種「設備等点検・保守」、詳細業種「水道設備」において競争入札に参加する資格を有する者

イ　過去１５年間において水道事業体における水道施設運転管理業務（浄水処理工程を含むものに限る）を元請けとして履行した実績を有する者

ウ　本業務に責任者として水道浄水施設管理技士２級以上の資格を有し、国内の上水道の用に供する処理能力１５，０００㎥/日以上の浄水場運転管理実績を３年以上有する者を配置できる者

エ　本業務に副責任者として、水道浄水施設管理技士３級以上の資格を有し、国内の上水道の用に供する処理能力１５，０００㎥/日以上の浄水場運転管理実績を１年以上有する者を配置できる者

オ　姫路市税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者

⑶　公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者

ア　姫路市上下水道局指名停止等措置要綱（令和４年４月１日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

イ　指名停止等措置要綱第３条第１項の規定によりその例によることとされた姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和６２年６月２５日制定）に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者

⑸　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者

⑹　入札に参加しようとする者との関係が次のアからウまでのいずれにも該当しない者

ア　資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ)　親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ)　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている関係

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ｱ)　組合とその組合員

(ｲ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが夫婦の関係である場合

⑺ 姫路市上下水道局が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（令和４年４月１日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第２条の規定によりその例によることとされた姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成２５年４月１日制定）第３条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者

３　制限付一般競争入札参加申込書等の配付の期間及び場所

配付期間	公告の日から令和８年（2026年）１２月２日まで
配付場所	姫路市役所ホームページ（上下水道局制限付一般競争入札情報）で提供 （https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000034760.html）

４　入札参加申込及び入札参加資格の審査

⑴ 本業務の入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる書類等を上下水道事業管理者に提出し、第２項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

ア　制限付一般競争入札参加申込書（様式１）

イ　業務実績調書（様式２）及び業務内容を確認できる書類等の写し

ウ　配置予定技術者等設置届（様式３－１及び３－２）及び資格を確認できる書類等の写し

エ　市税について未納がないことの納税証明書（公告日以降の原本。）

オ　所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その３の２）又は法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その３の３）（公告日以降の原本。）

カ　関連企業申告書（制限付一般競争入札用）（様式４）

⑵ 入札参加申込の受付期間及び受付場所

受付期間	令和８年（2026年）１１月２５日から令和８年（2026年）１２月２日まで（姫路市の休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）における午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで
受付場所	〒670-0804　兵庫県姫路市保城５２７番地　保城浄水場内 姫路市上下水道局水道部浄水課（以下「浄水課」という。）

⑶ 入札参加資格は提出された書類により審査を行い、その結果を通知する確認通知書は令和８年（2026年）１２月４日までに発送する。

⑷ 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。

⑸ 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市上下水道局に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和８年（2026年）１２月９日正午までに浄水課へその旨を記載した書面を提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市上下水道局はこれに対し速やかに回答する。

⑹　提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。

⑺　提出された書類は、返却しない。

5　仕様書に関する質疑

⑴　仕様書等の内容に関して質問しようとする者は、令和８年（2026年）１２月９日正午までに、指定の質疑書（様式５）に質問事項を入力し、ファイル名を入札参加者の法人名又は屋号に変更のうえ、浄水課の代表メールアドレス（sui-jyosui@city.himeji.lg.jp）に添付ファイルとして電子メールで送信すること。回答は、令和８年（2026年）１２月１１日午前９時から姫路市役所ホームページ（上下水道局）に掲載する。ただし、質問の内容に参加希望者名を特定することのできる記載があるときは、回答しない。

⑵　仕様書の質疑の受付期間及び回答日時

質疑の受付期間	公告日から令和８年（2026年）１２月９日正午まで
送信先	浄水課　メールアドレス sui-jyosui@city.himeji.lg.jp
質疑の回答日時	令和８年（2026年）１２月１１日午前９時から
閲覧の場所	姫路市役所ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ（上下水道局制限付一般競争入札情報） （https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000034760.html）

6　契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和８年（2026年）１１月２５日から 令和８年（2026年）１２月２４日まで
契約条項を示す場所	姫路市役所ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ（上下水道局制限付一般競争入札情報） （https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000034760.html）

7　開札の日時及び場所

開札の日時	令和８年（2026年）１２月１６日午前１０時から
開札の場所	姫路市保城５２７番地 保城浄水場　２階会議室

8　入札保証金、契約保証金等に関する事項

⑴　入札保証金については、免除する。

⑵　契約保証金については、姫路市契約規則（昭和６２年姫路市規則第２９号。以下「規則」という。）第２９条の規定を準用する。

9　入札に関する事項

⑴　入札方法等

ア　入札書及び委任状は指定する様式を使用すること。

イ　入札書へは、業者登録申請時に届け出の代表者印（または受任者使用印）を押印すること。
ウ　代理の場合は委任状を入札書と同封すること。
エ　入札を辞退する場合は、事前に理由を付した辞退届を提出すること。

⑵　入札に関する条件等

ア　入札書に記載する金額は、千円単位とし、消費税及び地方消費税相当額は含めない。
イ　入札書には、１箇月あたりの金額を記載すること。
ウ　一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
エ　最低制限価格の設定はない。
オ　初回の入札において落札者となるべき入札をした者がない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は、２回とする。
カ　開札（又は再度入札）の結果、落札者となるべき入札をした者がおらず、かつ辞退等で入札の参加者が１者となった場合は、入札を打ち切ることとする。

⑶　関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治４０年法律第４５号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

10　入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

⑴　入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札、その他入札参資格のない者のした入札
⑵　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札
⑶　同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札
⑷　談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
⑸　第２項第６号に定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち１者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る１者の入札は無効としない。
⑹　再度入札における入札金額が、当該入札の直前の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札
⑺　入札書に記名押印のない入札
⑻　入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
⑼　金額を訂正した入札
⑽　第９項第１号及び第２号に規定する入札に関する条件等に違反する入札

11　落札者の決定

⑴　予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等契約の相手方として著しく不適当であるときは、

その者を落札者としないことがある。

⑵　開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合はくじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

12　その他

⑴　本業務についての説明会は実施しない。

⑵　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑶　落札決定後、正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。

⑷　落札者が契約締結までに、入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

⑸　落札者は、契約の締結までに、暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書を上下水道事業管理者に提出しなければならない。

姫路市上下水道局公告第　１７７号
令和　８年１１月２５日

姫路市上下水道事業管理者　　松　浦　正　宗

制限付一般競争入札（事前審査型）に係る日程等の共通事項について

令和８年１１月２５日付で公告する下記の案件について、日程等の共通事項を、次のとおり公告する。
個々の入札に付する条件等については案件ごとに別に公告する。

記

案件名		四郷前処理場汚泥処理設備外改築（機械設備）工事
申込書等配布及び入札参加申込期間		令和８年（2026年）　１１月２５日　午前９時３０分から 令和８年（2026年）　１２月　２日　午後４時まで
事前審査用提出書類提出期間		令和８年（2026年）　１１月２５日から 令和８年（2026年）　１２月　２日まで（姫路市の休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日を除く。） 午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで ただし、最終日は午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後４時まで
確認通知書	送付予定日	令和８年（2026年）　１２月　３日
確認通知書	参加資格なしに対する理由請求期限	令和８年（2026年）　１２月１０日　正午まで
契約条項を示す期間		令和８年（2026年）　１１月２５日から 令和９年（2027年）　１月　７日まで
設計図書	閲覧期間	令和８年（2026年）　１１月２５日から 令和９年（2027年）　１月　７日まで
設計図書	質問受付期限	令和８年（2026年）　１２月１０日　午後４時まで
設計図書	質問回答開始	令和８年（2026年）　１２月１６日
入札書提出期間		令和９年（2027年）　１月　８日　午後１時から 令和９年（2027年）　１月１２日　午後４時まで（兵庫県電子入札共同運営システムの休止時間を除く。）
開札予定日		令和９年（2027年）　１月１３日
開札予定場所		姫路市上下水道局経営管理部経営管理課（姫路市財政局財務部契約課内）
落札審査書類提出期限		令和９年（2027年）　１月１８日　正午まで
非落札に対する理由請求期限		令和９年（2027年）　１月２０日
契約予定日		令和９年（2027年）　１月２６日
その他		令和８年姫路市上下水道局公告第３４号「令和８年度制限付一般競争入札（事前審査型）共通事項について（工事）」及び令和８年姫路市上下水道局公告第３６号「令和８年度制限付一般競争入札（事前審査型）共通事項について（コンサルタント）」に定めるとおり

姫路市上下水道局公告第　１７８号
令和　８年１１月２５日

姫路市上下水道事業管理者　　松　浦　正　宗

制限付一般競争入札（事前審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事前審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市上下水道局電子入札実施要綱（令和４年４月１日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名		四郷前処理場汚泥処理設備外改築（機械設備）工事
施工場所		姫路市四郷町本郷２４２番地
施工期限		令和１１年（2029年）　　２月２８日限り
工事概要		四郷前処理場における汚泥処理設備及び脱臭設備の機械設備工事　一式
開札予定日時		令和９年（2027年）　　１月１３日　午前９時３０分
前金払の有無		有
中間前金払の有無		有（ただし、契約金額が１，０００万円未満となる場合を除く。）
部分払の有無		有（ただし、契約金額が１，０００万円未満となる場合を除く。）
支払区分		支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和８年度　０％　令和９年度　５０％　令和１０年度　５０％
予定価格		契約締結後に公表
最低制限価格の有無		無
低入札価格調査の有無		有
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	機械器具設置工事
	建設業許可区分	機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる専任の監理技術者を有する者 本工事は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
	市内外区分及び総合評定値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・市内業者で機械器具設置工事の総合評定値が９５０点以上ある者 ・準市内業者で機械器具設置工事の総合評定値が１０００点以上ある者 ・市外業者で機械器具設置工事の総合評定値が１０００点以上ある者
	平均実績要件	機械器具設置工事の実績額が２０億円以上ある者
	その他	平成２３年４月１日以降に完了した公共機関等（一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約（令和５年８月２１日施行）第３条第１０号に掲げる機関）が発注した、公共下水道または流域下水道に属する施設において、処理能力１０㎥/h以上の脱水設備（遠心方式に限る。）に係る機械設備工事（新設、増設又は更新に限る。）の施工実績を元請として有する者。
	追加提出書類	無
事前審査用提出書類		・入札参加資格審査申請書 ・競争参加資格確認申請書受信確認通知の写し ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・工事施工実績調書
資格審査提出書類		・（落札候補者）審査申請書 ・配置予定技術者設置届 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書
その他		令和８年姫路市上下水道局公告第３４号「令和８年度制限付一般競争入札（事前審査型）共通事項について（工事）」及び令和８年姫路市上下水道局公告第１７７号「制限付一般競争入札（事前審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり

姫路市上下水道局公告第　１７９号
令和　８年　１１月２５日

姫路市上下水道事業管理者　　松　浦　正　宗

姫路市都市計画下水道事業受益者負担金賦課対象区域の決定について

姫路市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和５３年姫路市条例第４３号）第４条第１項の規定に基づき、令和８年度（2026 年度）の受益者負担金を賦課しようとする区域を別紙のとおり定めたので公告する。

姫路市都市計画下水道事業受益者負担金賦課対象区域一覧

○受益地　317 件

第1負担区　311 件

阿保　95 件

地番		地番		地番	
34-1	の一部	34-1	の一部	34-2	の一部
34-2	の一部	34-3		34-4	
34-5		34-6		34-7	
34-8		34-9		34-10	
34-11		38-1		38-3	
38-4		38-5		38-6	
38-7		38-8		38-9	
38-10		38-11	の一部	38-11	の一部
38-11	の一部	38-12		40-9	
40-10		40-11		40-12	
40-13		40-14		40-15	
42-1		42-2		42-3	の一部
42-3	の一部	42-4		42-5	
42-6	の一部	42-6	の一部	42-6	の一部
42-7	の一部	42-7	の一部	42-8	
42-9		42-10		55-1	
55-2		55-3	の一部	55-3	の一部
55-3	の一部	55-4		55-5	
55-6		55-7		55-8	
55-9		55-10		55-11	
55-12		55-13		55-14	
55-15		55-16		55-17	
55-18		55-19	の一部	55-19	の一部

55-20	58-2	58-3
58-4	58-5	58-6
58-7	58-8	58-9
58-10	58-11	58-12
58-13	58-14	58-15
58-16	58-17	58-18
58-19	58-20	58-21
88-14	100-7	100-8
110-7	110-8	

西延末　　65 件

地番		地番		地番	
5-3	の一部	5-3	の一部	5-6	の一部
5-7		5-8	の一部	5-8	の一部
5-9	の一部	5-9	の一部	5-18	の一部
5-18	の一部	9-4	の一部	9-4	の一部
9-6	の一部	9-6	の一部	43-1	の一部
43-1	の一部	43-14	の一部	43-14	の一部
43-14	の一部	43-15		43-16	の一部
43-16	の一部	43-18	の一部	43-18	の一部
43-19	の一部	43-19	の一部	43-22	の一部
43-22	の一部	43-23	の一部	43-23	の一部
44-11		44-15	の一部	44-15	の一部
44-17	の一部	44-17	の一部	44-20	の一部
44-20	の一部	44-20	の一部	44-21	の一部
44-21	の一部	44-21	の一部	46-3	の一部
55-1	の一部	55-1	の一部	55-1	の一部
55-1	の一部	55-2	の一部	55-2	の一部
55-5	の一部	55-5	の一部	55-6	の一部

55-6	の一部	55-7		55-8	の一部
55-8	の一部	55-9	の一部	55-9	の一部
55-10	の一部	55-10	の一部	55-11	の一部
55-11	の一部	55-13	の一部	55-13	の一部
58-8	の一部	58-8	の一部		

玉手　53 件

地番	地番	地番
34-1	34-15	34-16
34-17	35-3	35-5
35-6	35-7	35-8
35-9	36-1	36-2
36-4	36-6	36-7
36-8	37-1	37-2
37-3	37-4	37-6
37-11	37-13	37-14
37-15	37-16	37-17
37-18	37-19	37-20
37-22	38-1	38-2
38-3	38-4	39-1
39-2	39-3	39-4
39-5	39-6	39-7
40-2	40-3	40-4
40-5	40-6	42-3
42-4	42-5	42-6
42-7	42-8	

町坪　39 件

地番	地番	地番
34-2		

	34-20	34-21
34-22	34-23	34-24
41-1	41-2	41-3
41-4	42-1	42-2
53-1	53-2	53-3
53-4	53-5	53-8
53-10	53-11	75-1
75-2	75-3	75-4
76-1	76-2	76-3
76-4	77-1	77-2
78-1	78-2	78-3
78-4	78-5	78-6
78-8	78-9	78-10

梅ケ谷町　1 件

地番	地番	地番
933-5		

御国野町国分寺　2 件

地番	地番	地番
441	441-10	

別所町別所　4 件

地番	地番	地番
730-2	730-9	730-10
730-11		

町田　1 件

地番	地番	地番
135-1		

林田町口佐見　2 件

地番	地番	地番
161-3	162-2	

飾東町庄　1 件

地番	地番	地番
69-1		

飾磨区中島　2 件

地番	地番	地番
414-188	2698	

広畑区蒲田　5 件

地番	地番	地番
55-19	55-20	55-21
55-22	55-24	

広畑区西夢前台4丁目　1 件

地番	地番	地番
115		

奥山　21 件

地番	地番	地番
170-8	170-9	170-10
170-11	170-14	170-15
170-16	170-17	170-18
170-19	170-20	170-21
170-22	170-23	170-24
170-25	170-26	170-27
170-28	171-1	323-29

北原　　6 件

地番	地番	地番
250-1	250-3	250-4
250-5	250-6	250-7

的形町的形　　13 件

地番		地番		地番	
1744-5	の一部	1744-11	の一部	1744-11	の一部
1754-3	の一部	1754-3	の一部	1754-4	の一部
1754-10		1754-17	の一部	1754-17	の一部
1755-6	の一部	1755-8	の一部	1755-12	の一部
1755-12	の一部				

第2負担区（公共）　　1 件

菅生台　　1 件

地番	地番	地番
205		

第2負担区（流域特環）　　1 件

勝原区山戸　　1 件

地番	地番	地番
100-1		

第3負担区　4 件

香寺町広瀬　1 件

地番	地番	地番
178-1		

香寺町岩部　3 件

地番	地番	地番
170-1	170-2	170-3